

令和8年度地域間幹線系統確保維持費国庫補助金対象系統の内容変更における
地域公共交通計画の変更認定申請について

令和7年6月30日に国土交通省に申請を行った地域公共交通計画の地域間幹線系統確保維持費国庫補助金対象系統にかかる部分について、以下のとおり変更し、国土交通省に変更認定申請書を提出することとしたい。

なお、いずれの変更内容も沿線市町村の地域公共交通会議で協議され、承認済みである。

1 変更理由及び概要について

(1) 計画額等 変更箇所

① 西鉄バス筑豊株式会社

令和8年4月1日からみやわか線の運行をMGタクシーに引き継ぐことに伴い、計画額が変更となるもの。

申請番号	補助対象系統	変更箇所					
		変更前			変更後		
		運行期間	運行回数 実車走行キロ (km)	計画額	運行期間	運行回数 実車走行キロ (km)	計画額
11	みやわか線	令和7年10月1日～ 令和8年9月30日	2,412.0 68,396.0	1,400.0千円	令和7年10月1日～ 令和8年3月31日	1,192.0 33,796.8	691.5千円

② MGタクシー株式会社

令和8年4月1日から新たにみやわか線の運行を行うことに伴い、計画額を申請するもの。

なお、本路線については既存路線を引き継ぐものであることから、既存路線と同一系統として取り扱うこととする。

申請番号	補助対象系統	変更箇所					
		変更前			変更後		
		運行期間	運行回数 実車走行キロ (km)	計画額	運行期間	運行回数 実車走行キロ (km)	計画額
1	みやわか線	-	-	-	令和8年4月1日～ 令和8年9月30日	1,220.0 35,868.0	604.5千円

③ 西日本鉄道株式会社

令和8年4月1日から運行回数、運行経路の変更及び一部系統の廃止を行うことに伴い、計画額が変更となるもの。

○ 運行回数の変更

申請番号	補助対象系統	変更箇所			
		変更前		変更後	
		運行回数 実車走行キロ (km)	計画額	キロ程 実車走行キロ (km)	計画額
7	津屋崎～鐘崎線 (東郷駅～宗像大社～神湊波止場)	3,905.5 70,768.6	4,604.0千円	3,025.0 55,636.0	3,333.0千円

○ 運行経路の変更

本系統は、系統の大半が旧路線と同一の経路であることから、変更前の系統と同一系統として取り扱うこととする。

また、令和8年2月に策定された宗像市地域公共交通利便増進実施計画に位置付けられたことから、「役割」にその旨追記する。

申請番号	補助対象系統	変更箇所							
		変更前			変更後				
		運行経路	キロ程 (km)	運行回数 実車走行キロ (km)	計画額	運行経路	キロ程 (km)	運行回数 実車走行キロ (km)	計画額
8	津屋崎～鐘崎線	鐘崎車庫～宗像コモン・東郷～	13.1 (みなし) 13.8	3,900 102,513.2	5,770.5千円	東郷駅～大王寺ループ～東郷駅	14.3	3,831 78,082.1	7,765.0千円
		地域公共交通計画に記載の系統の役割				地域公共交通計画に記載の系統の役割			
		宗像市の旧玄海町鐘崎地区と旧宗像市域の間を結ぶ路線であり、旧玄海地域とJR東郷駅に接続しており、沿線住民の日常生活に必要不可欠である。					宗像市の旧玄海町鐘崎地区と旧宗像市域の間を結ぶ路線であり、旧玄海地域とJR東郷駅に接続しており、沿線住民の日常生活に必要不可欠である。 なお、本系統については宗像市地域公共交通利便増進実施計画に位置付けられた系統であり、宗像市北部の路線再編の中で、効率化及び利用者の利便性向上を図ることとしている。		

○ 一部系統の廃止

本系統は、令和8年4月1日で廃止されるものであり、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助要件である「補助対象期間の末日（9月30日）において運行予定であること」を満たさないため、補助対象外となる。

申請番号	補助対象系統	変更箇所			
		変更前		変更後	
		運行回数 実車走行キロ (km)	計画額	キロ程 実車走行キロ (km)	計画額
9	津屋崎～鐘崎線 (鐘崎車庫～宗像コモン・ネオポリス～赤間営業所)	4,239.0 130,406.4	6,708.0千円	-	-

2 変更案

(1) 福岡県地域公共交通計画

上記3社の変更に伴い、福岡県地域公共交通計画の以下の箇所を変更する。
詳細については、資料1及び参考資料1のとおり。

変更箇所

- ・P6 地域公共交通確保維持事業を活用して運行を維持する系統の一覧
- ・P13～14、22 本県幹線交通ネットワーク図および系統一覧

(2) 福岡県地域公共交通計画 別紙

上記3社の変更に伴い、以下の箇所を変更する。
詳細については資料2のとおり。

変更箇所

- ・表1、表2
- ・生産性向上の取組別紙（MGタクシー・みやわか線、西日本鉄道・津屋崎～鐘崎線（東郷駅～大王子ループ～東郷駅））

3 申請までのスケジュール

2月20日	}	関係バス事業者、各市町村への意見照会
～		
2月27日		
3月6日	}	福岡県バス対策協議会 総会 → 今回の変更案について審議 ※福岡県交通対策協議会設置要綱第8条により、福岡県バス対策協議会の協議結果をもって、福岡県交通対策協議会の結果とすることができる
～		
3月12日		
承認後		福岡県交通対策協議会から国土交通省へ変更認定申請